

越谷商工会議所・(公社)越谷法人会・越谷間税会 共催

# 消費税軽減税率制度研修会

導入まであと10ヵ月!! 今から対策しないと間に合わない!

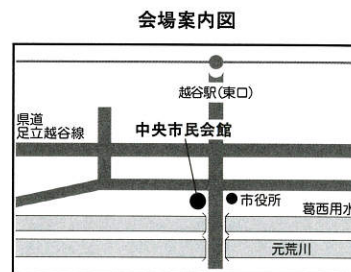
消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日から消費税率10%引き上げと同時に導入されます。

軽減税率対象品目を取り扱う事業者だけでなく、会議や交際費として飲食料品等を購入する事業者も、取扱商品の適用税率の確認や税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。また、2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入され、日々の手続きが煩雑になります。

本研修会では、越谷税務署担当官より消費税改正に関する留意したいポイントについて、わかりやすくご説明いたします。請求書等発行する経理担当者の方も含めどなたでも参加できます。

## 開催内容

日時 平成**30**年**12**月**11**日(火)  
14:00~15:30 (受付13:30)  
会場 **越谷市中央市民会館 劇場**  
越谷駅東口徒歩5分(越谷市役所向かい)  
定員 **300名**(先着順)  
参加費 **無料**  
講師 **越谷税務署 法人課税部門担当官**



※駐車場はございませんので、電車・バス・自転車等をご利用ください。

## 研修内容

1. 軽減税率制度と軽減税率の対象品目
2. 帳簿及び請求書等の記載と保存
3. 区分記載請求書等保存方式
4. 消費税額の計算と税額計算の特例
5. 適格請求書等保存方式・インボイス制度の導入
6. 軽減税率対策補助金



お申込み 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは電話でお申し込みください。

お問合せ 越谷商工会議所 企業支援課 TEL048-966-6111

12月11日(火)「消費税軽減税率制度研修会」申込書 FAX048-965-4445

※1事業所何名でも受講可能です。申込書コピーの上お使いください。

事業所名			
受講者名	①	②	
住所			
電話		FAX	

ご記入いただいた個人情報につきましては、本講座に関する連絡の目的のみ利用します。